

令和5年第6回

美幌町農業委員会総会議事録

令和5年9月25日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和5年9月25日(月) 午後1時30分から午後2時00分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(17人)

農地部会長	1番	中川誓子君	2番	坂本和裕君	
	3番	梅津幸一君	4番	佃徹君	
	5番	佐藤章平君	6番	木村勝彦君	
	7番	中村寿恵子君	8番	鳥井隆君	
	9番	小泉豊和君	農地副部会長	10番	武田透君
振興副部会長	14番	鎌仲照幸君		15番	高崎利彦君
振興部会長	16番	山岸洋文君	職務代理	17番	酒井祐二君
会長	18番	小林寿美君		19番	日並洋君
	20番	千葉正美君			

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(5人)

事務局長	橋本勝君	主査	矢野豊君
主事補	加賀屋敦君	主事補	石澤美咲君
臨時筆生	寺田裕子君		

議 事 日 程

令和5年第6回 美幌町農業委員会総会
令和5年9月25日 午後1時30分開会

日 程 第 1		議事録署名委員及び総会書記の指名について
日 程 第 2		諸般の報告について
日 程 第 3		会期の決定について
日 程 第 4		会務報告について
日 程 第 5	報告第12号	第3回 農地部会会議結果報告について
日 程 第 6	報告第13号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について
日 程 第 7	議案第17号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
日 程 第 8	議案第18号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）について
日 程 第 9	議案第19号	現況証明願について

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員は17名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和5年第6回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願い致します。
議 長	これより、議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号14番 鎌仲委員、同じく議席番号15番 高崎委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の矢野主査、加賀屋主事補、石澤主事補を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告2件、議案3件となっております。朗読につきましては省略させて頂きます。なお、議席番号11番 田村委員、同じく議席番号12番 川原委員、同じく議席番号13番 安藤委員、本日欠席の旨、届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。何かご質問はございませんか。 (「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第12号〔第3回 農地部会会議結果報告について〕を議題と致します。部会長の報告をお願い致します。
農地部会長	第3回 農地部会会議結果報告書。農地部会の会議結果について美幌町農業委員会部会等設置規程第11条第1項の規定により、下記のとおり報告する。令和5年8月25日。美幌町農業委員会 農地部会長 梅津幸一。美幌町農業委員会 会長 千葉正美様。記。1、案件 美幌町農用地利用関係調整規程の内容検討について。2、開催日時 令和5年8月25日 金曜日 午後1時55分から午後2時30分。3、開催場所 議会第1、第2説明員控室。4、出席者 わたくしほか8名、事務局、橋本事務局長、矢野主査、石澤主事補。5、会議結果につきましては事務局よりお願い致します。
事 務 局	会議結果についてご報告致します。美幌町農用地利用関係調整規程に定められている、農地あっせん説明会等の周知する順序の一番目を現行規程の「字単位」から「農事組合

	<p>単位」とすることの是非について、検討に取り組むことを確認いたしました。提案の経緯は一般農家から見直しを求める声があったため、事務局より現行規程における順序と現行規程となった経緯を議案参考資料1ページにより説明をいたしまして、農地部会員からの意見は同じく議案参考資料2ページと3ページに記載の意見がございました。検討の中で農地部会員のみでなく、他の委員にも意見を伺いたい旨の意見もありましたので、今後、農繁期を避けて、引き続き、検討を進めることといたしました。予定としては本日の総会後ではなく、来月に委員全体で検討したいと思っております。振興部会員につきましては今回の資料のご一読をお願い致します。ご説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、報告第12号「第3回 農地部会会議結果報告について」は承認することに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第6、報告第13号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。</p>
事 務 局	<p>今月の農地法第6条第1項に基づく農地所有適格法人からの定期報告につきましては議案5ページの1法人でございます。</p> <p>【議案に基づき説明】</p> <p>以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認いたしましたので報告致します。よろしくお願ひ致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、報告第13号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第7、議案第17号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題と致します。</p> <p>内容番号3号。</p>
事 務 局	<p>内容番号3号についてご説明致します。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸していた農地について賃貸人が他者に売買するため、合意解約するものでございます。</p> <p>賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は平成30年11月27日から令和5年11月30日までの5年間、合意解約年月日は令和5年9月6日、土地引渡日は令和5年9月6日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号3号は適当と認めます。</p> <p>議案第17号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認に</p>

	ついて」は適当と認めることに決定を致します。
議 長	<p>日程第8、議案第18号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。</p> <p>内容番号15号。</p>
事 務 局	<p>今月の案件は全13件で内容につきましては農業公社からの売渡が5件、売買が3件、農業公社の買入が1件、再貸付が4件となっております。</p> <p>内容番号15号についてご説明致します。参考資料は5ページをご覧ください。本件は農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和5年9月26日、代金の支払期限は令和5年11月24日、利用調整日は令和5年9月13日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。</p>
9 番	<p>内容番号15号につきましては只今、事務局説明のとおりです。</p> <p>この案件は〇〇さんと〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが5年間借りていましたが、今回、期間満了により売渡を受けるものです。〇〇さんは家族3人で畑作四品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号15号は適当と認めます。</p> <p>内容番号16号。</p>
議 長	<p>内容番号16号についてご説明致します。参考資料は6ページをご覧ください。本件は売買案件でございます。</p> <p>所有権の移転をするものは〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受けるものは〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和5年9月26日、代金の支払期限は令和5年11月30日、利用調整日は令和5年8月23日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。</p>
16 番	<p>内容番号16号につきましては只今、事務局説明のとおりです。</p> <p>この案件は〇〇さんが貸付していた農地を処分することになり、借受している〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは家族4人で畑作三品と玉ねぎ、人参を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号16号は適当と認めます。</p> <p>内容番号17号。</p>
事 務 局	<p>内容番号17号についてご説明致します。参考資料は6ページをご覧ください。本件は先の議案第17号 内容番号3号で合意解約した農地で農業公社の買入案件でございます。</p>

所有権の移転をするものは〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受けるものは札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和5年9月26日、代金の支払期限は令和5年11月10日、利用調整日は令和5年9月13日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

15 番

内容番号17号につきましては只今、事務局説明のとおりです。

この案件も〇〇さんが貸付していた農地を処分するため、農業公社に売買するものです。なお、この農地は〇〇の〇〇さんが借受する予定となっておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号17号は適当と認めます。
内容番号18号。

事 務 局

内容番号18号についてご説明致します。参考資料は7ページをご覧願います。本件は売買案件でございます。

所有権の移転をするものは〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受けるものは〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで所有権の移転時期は令和5年9月26日、代金の支払期限は令和5年11月30日、利用調整日は令和5年9月11日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

19 番

内容番号18号につきましては只今、事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんが貸付していた農地を処分することになり、借受している〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは法人化され、肉用牛の飼育を行い、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号18号は適当と認めます。
内容番号19号。

事 務 局

内容番号19号についてご説明致します。参考資料は8ページをご覧願います。本件は農業公社からの売渡案件です。

所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和5年9月26日、代金の支払期限は令和5年11月24日、利用調整日は令和5年9月13日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

6 番

内容番号19号につきましては只今、事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが5年間借りていましたが、今回、期間満了により売渡を受けるものです。〇〇さんは家族2人で畑作三品と小豆を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号19号は適当と認めます。
内容番号20号。

事 務 局

内容番号20号についてご説明致します。参考資料は9ページをご覧願います。本件は売買案件でございます。

所有権の移転をするものは〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受けるものは〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和5年9月26日、代金の支払期限は令和5年11月30日、利用調整日は令和5年9月11日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

10 番

内容番号20号につきましては只今、事務局説明のとおりです。

この案件も〇〇さんが貸付していた農地を処分することになり、あっせん調整の結果、〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品と人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号20号は適当と認めます。
内容番号21号。

事 務 局

内容番号21号についてご説明致します。参考資料は10ページをご覧願います。本件は農業公社からの売渡案件です。

所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和5年9月26日、代金の支払期限は令和5年11月24日、利用調整日は令和5年9月13日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

10 番

内容番号21号につきましては只今、事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが5年間借りていましたが、今回、期間満了により売渡を受けるものです。〇〇さんは家族4人で畑作四品と人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号21号は適当と認めます。
内容番号22号。

事 務 局

内容番号22号についてご説明致します。参考資料は11ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件です。

所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は

議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和5年9月26日、代金の支払期限は令和5年11月24日、利用調整日は令和5年9月13日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

18 番

内容番号22号につきましては只今、事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが5年間借りていましたが、今回、期間満了により売渡を受けるものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号22号は適当と認めます。
内容番号23号。

事 務 局

内容番号23号についてご説明致します。参考資料は12ページをご覧ください。本件も農業公社からの売渡案件です。

所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和5年9月26日、代金の支払期限は令和5年11月24日、利用調整日は令和5年9月13日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

18 番

内容番号23号につきましては只今、事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが10年間借りていましたが、今回、期間満了により売渡を受けるものです。〇〇さんは家族5人で小麦、大豆、玉ねぎ、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号23号は適当と認めます。
内容番号24号。

事 務 局

内容番号24号についてご説明致します。参考資料は13ページをご覧ください。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。

利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和5年10月1日から令和15年9月30日までの10年間、利用調整日は令和5年8月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

4 番

内容番号24号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。

この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族3人で小麦、玉ねぎ、アスパラガスを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号24号は適当と認めます。
内容番号25号から26号は関連がございますので一括上程致します。

事 務 局

内容番号25号と26号につきまして一括ご説明致します。参考資料は14ページをご覧ください。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。

利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和5年9月26日から令和10年9月30日までの5年間、利用調整日は令和5年8月17日でございます。内容番号25号についてご説明致します。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。内容番号26号についてご説明致します。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

6 番

内容番号25号と26号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは畑作三品と人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号25号から26号は適当と認めます。
内容番号27号。

事 務 局

内容番号27号についてご説明致します。参考資料は15ページをご覧ください。本件も期間満了に伴う再貸付案件でございます。

利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和5年9月26日から令和10年9月30日までの5年間、利用調整日は令和5年8月21日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

6 番

内容番号27号につきましては只今、事務局説明のとおりです。

この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは法人化し、肉用牛の飼育を行い、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号27号は適当と認めます。
議案第18号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第9、議案第19号「現況証明願について」を議題と致します。
内容番号5号。

事務局	<p>内容番号5号についてご説明致します。参考資料は17ページをご覧ください。 所有者及び願出人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のため、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
9 番	<p>内容番号5号につきましては只今、事務局説明のとおりです。 この土地は現在、〇〇さんの住宅や農舎の敷地となっており、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを9月2日、坂本委員、鳥井委員とわたくしとで確認しておりますのでよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号5号は適当と認めます。 議案第19号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議長	<p>以上で全議案の審議を終了致しました。 これをもちまして第6回美幌町農業委員会総会を閉会致します。</p>
議長	<p>ご苦労様でした。</p>

閉会 午後2時00分